

## ジェイエア運航乗務員による乗務前のアルコール検査未実施事案について

### 1. 概要

発生日時 : 2019年3月5日(火) 12時10分頃  
往路便名 : JL2331便(ジェイエア運航) 大阪(伊丹)空港発 隠岐空港着  
復路便名 : JL2332便(ジェイエア運航) 隠岐空港発 大阪(伊丹)空港着

上記の便において、乗務していた副操縦士が、弊社で規定された乗務前のアルコール検査を実施せずに乗務していたことが発覚しました。

#### (1) 発覚の経緯

JL2332便の飛行中に、アルコール検査の実施・記録管理を行う部署の担当者が当該副操縦士の検査記録がないことに気づき、JL2332便の伊丹空港到着後に当該副操縦士へ確認をしたところ、検査未実施が判明したため、当該副操縦士をその後の乗務から外しました。

また、当該副操縦士への確認の際に、異なる2つの検知器を使用しアルコール検査を実施しましたが、いずれの検査においてもアルコール(\*)は検出されませんでした。

(\*) アルコール濃度 : 検知値 0.00mg/L

#### (2) 運航便への影響

当該副操縦士が乗務する予定であった残りの2便については乗員交代を行いました。これに伴う欠航・遅延は生じておりません。

### 2. 再発防止策

#### 〔即時措置〕

- (1) 全運航乗務員に出発前の相互確認の徹底を指示(3月5日～)
- (2) 常時専任の立ち会い者を配置し、乗務前までに検査完了を確認することを指示(3月5日～)
- (3) 運航乗員部長より全運航乗務員に対する注意喚起を実施(3月6日～)
- (4) 出発前ブリーフィングデスクに、注意喚起プラカードを掲示(3月6日～)
- (5) 当該副操縦士および同乗機長の処分決定まで乗務停止(3月5日～)

#### 〔今後の対策〕

- (1) 運航乗務員の確実なアルコール検査実施に向けた社内規定改定(相互確認の規定化)(3月7日～)
- (2) 専任立ち会い者による一定時間ごとのアルコール検査記録簿の再確認の実施
- (3) アルコール検査の重要性を全社員へ徹底